

東京学芸大学環境教育研究センターの施設・設備・器具等の  
使用に関する内規

〔平成7年5月10日〕  
制 定

改正（施行）令元. 8. 1（元. 8. 1）

令4. 2. 23（4. 4. 1）

令4. 9. 8（4. 9. 8）

令5. 3. 30（5. 4. 1）

令6. 6. 3（6. 6. 3）

令7. 5. 12（7. 5. 12）

（趣旨）

第1条 この内規は、東京学芸大学環境教育研究センター要項（令和5年3月23日制定）第8条の規定に基づき、東京学芸大学環境教育研究センター（以下「センター」という。）の施設・設備・器具等（センター附属教材植物園（農園）を含む。以下「施設等」という。）の使用について必要な事項を定める。

（使用者の範囲）

第2条 施設等を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生（研究生を含む。）
- (3) 本学の附属学校・園の園児，児童及び生徒。ただし，使用時において本学の教職員が指導管理する場合に限る。
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する団体であつて，環境教育に関わる活動をする者としてセンター長が特に認めたもの。ただし，活動を通じて金銭的利益を得るものを除く。

ア 学校又は社会教育施設（公民館，博物館等）を主体とする団体

イ 自治体により運営される公的な団体

ウ その他NPO法人，民間企業等を主体とし，地域の環境教育に資する活動を行う団体

（申請手続）

第3条 施設等の使用を希望する者は，使用を希望する初日の2週間前（土日祝日を除く。）までに，別紙様式1の施設・設備・器具等使用申込書をセンターに提出し，センター長の許可を得なければならない。

2 前条第4号に掲げる者からの使用申請が，前条第1号から第3号までに掲げる者からの使用申請と競合した場合は，後者の者からの使用申請を優先する。

（使用の許可等）

第4条 センター長は，使用申請のあつた者に対して，使用の可否を電子メールに

より速やかに通知しなければならない。

2 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) センターにおいて、管理上の事由が生じたとき。
- (2) 使用申込書に記載された事項が事実と反するとき。
- (3) 他の者に転貸したとき。
- (4) 許可された目的以外の用途に使用したとき。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、施設等を常に善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

2 使用者は、使用を許可された目的等の用途に限り、施設等を使用することができるものとし、使用後は、使用前の状態に戻さなければならない。

(弁償責任)

第6条 使用者が故意又は過失により施設等を滅失、毀損又は汚損したときは、センター長に届け出るとともに、センター長の指示に従い、使用者がその損害を弁償しなければならない。

(報告)

第7条 使用者は、使用内容について、別紙様式2の施設・設備・器具等使用報告書により、施設等使用後1箇月以内にセンターに報告しなければならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、施設等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要領は、平成7年5月10日から施行する。

[別紙様式第1](#)

[別紙様式第2](#)

[チェック表](#)